

## 第三セクターに関する指針に基づく経営健全化の検討・方針策定の必要性について

## 1 経営健全化の検討・方針策定

市長は、次の「2 経営健全化の検討・方針策定の判断基準」に該当する対象法人について、速やかに抜本的改革を含む経営健全化を検討し、法人ごとに経営健全化方針を策定する。

## 2 経営健全化の検討・方針策定の判断基準

以下各号いずれかに該当する法人

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

## 3 令和8年度（令和7年度決算）経営健全化の検討・方針策定の必要性の有無

| No. | 法人名                     | 担当部署            | 判断基準 |     |     |     |     |     | 経営健全化<br>の検討・方針<br>策定の必要性 |
|-----|-------------------------|-----------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|---------------------------|
|     |                         |                 | (1)  | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) |                           |
| 1   | 公益財団法人石巻地域高等教育事業団       | 企画部<br>地域振興課    | 非該当  | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 無                         |
| 2   | 株式会社かほく・上品の郷            | 河北総合支所<br>地域振興課 | 非該当  | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 無                         |
| 3   | 一般社団法人おしかパブリックサービス      | 牡鹿総合支所<br>地域振興課 | 非該当  | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 無                         |
| 4   | 公益財団法人慶長遣欧使節船協会         | 産業部<br>観光政策課    | 非該当  | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 無                         |
| 5   | 一般社団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター | 産業部<br>商工課      | 非該当  | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 無                         |
| 6   | 株式会社街づくりまんぼう            | 産業部<br>商工課      | 非該当  | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 無                         |
| 7   | 石巻産業創造株式会社              | 産業部<br>産業推進課    | 非該当  | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 無                         |
| 8   | 網地島ライン株式会社              | 企画部<br>地域振興課    | 非該当  | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 非該当 | 無                         |

〈参考〉評価の対象とならない法人

- ① 公益社団法人水産加工排水処理公社
- ② 石巻魚市場株式会社
- ③ 株式会社石巻青果
- ④ 牡鹿産業株式会社
- ⑤ 株式会社元気いしのまき

## 経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和8年度）

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 法人名   | 公益財団法人石巻地域高等教育事業団 |
| 担当部・課 | 企画部地域振興課          |

### 判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当 ☐ 非該当 ☒）

|          | R5      | R6      | R7      |
|----------|---------|---------|---------|
| 総資産      | 133,078 | 131,805 | 130,113 |
| 負債       | 16      | 15      | 18      |
| 正味財産・純資産 | 133,062 | 131,790 | 130,095 |

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 ☐ 非該当 ☒）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（  ） ÷ 40,043,067（R6） =  < 11.25% ※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

経営健全化の検討・方針策定の必要性

（有 ☐ 無 ☒）

## 経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和8年度）

|       |              |
|-------|--------------|
| 法人名   | 株式会社かほく・上品の郷 |
| 担当部・課 | 河北総合支所地域振興課  |

### 判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなると認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

- (1) 債務超過にあること （該当 ☐ 非該当 ☒）

|          | R5      | R6      | R7      |
|----------|---------|---------|---------|
| 総資産      | 191,111 | 189,466 | 203,134 |
| 負債       | 90,167  | 90,469  | 102,825 |
| 正味財産・純資産 | 100,944 | 98,997  | 100,309 |

※単位：千円

- (2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 ☐ 非該当 ☒）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ 0 ） ÷ 40,043,067（R6） = 0.00% < 11.25% ※単位：千円

- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなると認められること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

- (6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

経営健全化の検討・方針策定の必要性

（有 ☐ 無 ☒）

## 経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和8年度）

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 法人名   | 一般社団法人おしかパブリックサービス |
| 担当部・課 | 牡鹿総合支所地域振興課        |

### 判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること （該当 ☐ 非該当 ☒）

|          | R5     | R6     | R7     |
|----------|--------|--------|--------|
| 総資産      | 26,548 | 27,181 | 29,000 |
| 負債       | 9,555  | 9,602  | 10,820 |
| 正味財産・純資産 | 16,993 | 17,579 | 18,180 |

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

債務超過に陥ることなく、黒字経営を継続しており、経営安定性は高い。

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 ☐ 非該当 ☒）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ 0 ） ÷ 40,043,067（R6） = 0.00% < 11.25% ※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

牡鹿地区の公共サービスを担っており、雇用の創出や地域の生活環境整備等公益的に大きく貢献している。

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

市からの補助金等の財政・金融支援を受けておらず、また、効率的な運営に努めながら、市の委託など公共サービスに資する業務を受託している。

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

財政状況は優良であり、安定した経営を継続していることから、事業者は健全な経営に努められていると認められる。

経営健全化の検討・方針策定の必要性

（有 ☐ 無 ☒）

## 経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和８年度）

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 法人名   | 公益財団法人慶長遣欧使節船協会 |
| 担当部・課 | 産業部観光政策課        |

### 判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること （該当 ☐ 非該当 ☒）

|          | R5        | R6        | R7      |
|----------|-----------|-----------|---------|
| 総資産      | 1,134,626 | 1,067,043 | 965,274 |
| 負債       | 13,083    | 27,413    | 17,225  |
| 正味財産・純資産 | 1,121,543 | 1,039,630 | 948,049 |

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 ☐ 非該当 ☒）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ 0 ） ÷ 40,043,067（R6） = 0.00% < 11.25% ※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

経営健全化の検討・方針策定の必要性

（有 ☐ 無 ☒）

## 経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和８年度）

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 法人名   | 一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター |
| 担当部・課 | 産業部商工課                  |

### 判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

- (1) 債務超過にあること （該当 ☐ 非該当 ☒）

|          | R5     | R6     | R7     |
|----------|--------|--------|--------|
| 総資産      | 65,165 | 65,731 | 65,433 |
| 負債       | 1,905  | 1,913  | 2,121  |
| 正味財産・純資産 | 63,260 | 63,818 | 63,312 |

※単位：千円

- (2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

負債は主に未払金及び引当金であり、資産総額が負債総額を大幅に上回っていることから、債務超過の状況になり。

- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 ☐ 非該当 ☒）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ 0 ） ÷ 40,043,067（R6） = 0.00% < 11.25% ※単位：千円

- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

石巻広域圏の勤労者及びその家族並びに一般の方々等が充実した毎日を過ごせるよう、総合的な福祉事業の展開と中小企業振興及び地域社会の活性化を目的に活動しており、その公共性は高い。

- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

特に費用対効果が乏しいとは言えない。

- (6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

さらなる経営の安定化のため、会員数の増加や利用者のニーズに沿った事業の展開が必要である。

経営健全化の検討・方針策定の必要性

（有 ☐ 無 ☒）

## 経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和8年度）

|       |              |
|-------|--------------|
| 法人名   | 株式会社街づくりまんぼう |
| 担当部・課 | 産業部商工課       |

### 判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当 ☐ 非該当 ☒）

|          | R5      | R6      | R7      |
|----------|---------|---------|---------|
| 総資産      | 181,122 | 202,214 | 244,846 |
| 負債       | 35,036  | 46,871  | 66,836  |
| 正味財産・純資産 | 146,086 | 155,343 | 178,010 |

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

債務超過の状況にない。

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 ☐ 非該当 ☒）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（  ） ÷ 40,043,067（R6） =  < 11.25% ※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

中心市街地の活性化など、石巻市をより魅力ある地域にするために活動しており、公益性は高い。

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいとは認められない。

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

経営健全化の検討・方針策定の必要性

（有 ☐ 無 ☒）

## 経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和８年度）

|       |            |
|-------|------------|
| 法人名   | 石巻産業創造株式会社 |
| 担当部・課 | 産業部産業推進課   |

### 判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

- (1) 債務超過にあること （該当 ☐ 非該当 ☒）

|          | R5      | R6      | R7      |
|----------|---------|---------|---------|
| 総資産      | 814,463 | 808,378 | 819,953 |
| 負債       | 33,147  | 20,708  | 26,110  |
| 正味財産・純資産 | 781,316 | 787,670 | 793,843 |

※単位：千円

- (2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 ☐ 非該当 ☒）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ 0 ） ÷ 40,043,067（R6） = 0.00% < 11.25% ※単位：千円

- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

- (6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

経営健全化の検討・方針策定の必要性

（有 ☐ 無 ☒）

## 経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和8年度）

|       |            |
|-------|------------|
| 法人名   | 網地島ライン株式会社 |
| 担当部・課 | 企画部地域振興課   |

### 判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること （該当 ☐ 非該当 ☒

|          | R5      | R6      | R7      |
|----------|---------|---------|---------|
| 総資産      | 323,196 | 329,498 | 395,689 |
| 負債       | 262,774 | 269,006 | 342,485 |
| 正味財産・純資産 | 60,422  | 60,492  | 53,204  |

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 ☐ 非該当 ☒）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ 0 ） ÷ 40,043,067 （R6） = 0.00% < 11.25% ※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 ☐ 非該当 ☒）

経営健全化の検討・方針策定の必要性

（ 有 ☐ 無 ☒ ）